

25高教福第211号

平成25年5月21日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則及び通勤手当
の運用について（通達）の一部改正について（通知）

平成25年5月7日付けで、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号。以下「規則」という）及び通勤手当の運用について（通達）（昭和33年11月4日33人委第266号人事委員長通知。以下「運用」という）が一部改正されました。

この改正により、これまで運用の第13条関係第1項第2号及び第3号で定められていた支給単位期間の特例を、規則で定めることとなりましたので、所属職員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、この改正による支給単位期間の特例の変更はありません。

通勤手当に関する規則をここに公布する。

○通勤手当に関する規則

(昭和 33 年 10 月 31 日人事委員会規則第 10 号)

改正 昭和 36 年 12 月 23 日人事委員会昭和 38 年 12 月 25 日人事委員会昭和 39 年 12 月 25 日人事委員会
規則第 32 号 規則第 32 号 規則第 33 号
昭和 40 年 12 月 27 日人事委員会昭和 41 年 3 月 4 日人事委員会昭和 41 年 12 月 27 日人事委員会
規則第 26 号 規則第 2 号 規則第 31 号
昭和 43 年 12 月 27 日人事委員会昭和 44 年 3 月 28 日人事委員会昭和 44 年 12 月 23 日人事委員会
規則第 30 号 規則第 9 号 規則第 29 号
昭和 45 年 12 月 26 日人事委員会昭和 47 年 3 月 31 日人事委員会昭和 47 年 12 月 25 日人事委員会
規則第 29 号 規則第 4 号 規則第 20 号
昭和 48 年 10 月 23 日人事委員会昭和 49 年 12 月 21 日人事委員会昭和 50 年 12 月 25 日人事委員会
規則第 17 号 規則第 28 号 規則第 19 号
昭和 51 年 12 月 25 日人事委員会昭和 52 年 12 月 22 日人事委員会昭和 53 年 10 月 31 日人事委員会
規則第 23 号 規則第 21 号 規則第 20 号
昭和 54 年 12 月 24 日人事委員会昭和 55 年 12 月 20 日人事委員会昭和 56 年 3 月 24 日人事委員会
規則第 20 号 規則第 21 号 規則第 8 号
昭和 56 年 12 月 26 日人事委員会昭和 57 年 5 月 21 日人事委員会昭和 57 年 10 月 1 日人事委員会
規則第 26 号 規則第 7 号 規則第 12 号
昭和 58 年 12 月 27 日人事委員会昭和 59 年 4 月 1 日人事委員会昭和 59 年 12 月 27 日人事委員会
規則第 17 号 規則第 4 号 規則第 21 号
昭和 60 年 12 月 27 日人事委員会昭和 62 年 3 月 31 日人事委員会昭和 62 年 12 月 25 日人事委員会
規則第 18 号 規則第 6 号 規則第 22 号
昭和 63 年 4 月 1 日人事委員会昭和 64 年 3 月 28 日人事委員会昭和 64 年 12 月 21 日人事委員会
規則第 16 号 規則第 9 号 規則第 27 号
平成 3 年 12 月 25 日人事委員会平成 4 年 12 月 24 日人事委員会平成 5 年 10 月 26 日人事委員会
規則第 22 号 規則第 29 号 規則第 21 号
平成 6 年 12 月 21 日人事委員会平成 7 年 12 月 26 日人事委員会平成 8 年 12 月 24 日人事委員会
規則第 44 号 規則第 32 号 規則第 26 号
平成 9 年 12 月 24 日人事委員会平成 13 年 3 月 21 日人事委員会平成 14 年 3 月 29 日人事委員会
規則第 30 号 規則第 3 号 規則第 4 号
平成 14 年 12 月 27 日人事委員会平成 16 年 3 月 9 日人事委員会平成 16 年 4 月 1 日人事委員会
規則第 25 号 規則第 3 号 規則第 15 号
平成 18 年 8 月 1 日人事委員会平成 19 年 5 月 11 日人事委員会平成 19 年 12 月 21 日人事委員会
規則第 39 号 規則第 23 号 規則第 37 号
平成 20 年 11 月 28 日人事委員会平成 21 年 3 月 27 日人事委員会平成 25 年 5 月 7 日人事委員会
規則第 33 号 規則第 11 号 規則第 11 号

通勤手当に関する規則

(総則)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)第23条、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)第21条及び警察職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第15号)第12条(以下「通勤手当の条項」という。)の規定による通勤手当の支給、返納等については、職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県人事委員会規則第3号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

第2条 通勤手当の条項及びこの規則に規定する「通勤」とは、職員が勤務のため、その者の住居と勤務公署(公署に出張所、駐在所、支所その他これらに類するものが設置されているときは、それらに勤務する職員については、それらをもって勤務公署とする。以下同じ。)との間を往復することをいう。

2 通勤手当の条項に規定する徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離並びに通勤手当の条項及びこの規則に規定する自動車等の使用距離は、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。

(届出)

第3条 職員が新たに通勤手当の条項の要件を具備するに至った場合及び通勤手当の条項の職員が住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更のあった場合(通勤手当の条項の職員でなくなった場合を含む。)は、別記第1号様式又は総務事務集中化システムにより、任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。

一部改正〔平成19年人事委員会規則37号〕

(確認及び決定)

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券(これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。)の提示を求める等の方法により確認の上、その者に支給すべき通勤手当の額を別記第2号様式により決定し、又は改定しなければならない。

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

(支給の範囲の特例)

第5条 通勤手当の条項第1項各号の通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等(通勤手当の条項第1項第1号に規定する交通機関等をいう。次条第1項において同じ。)を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1) 住居又は勤務公署のいずれかの一が離島等にある職員

- (2) 地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)別表に定める程度の障害のため歩行することが著しく困難な職員

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第 6 条 普通交通機関等(特別急行列車等(通勤手当の条項第 3 項に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

- 2 前項の通勤の経路又は方法は、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。ただし、職員の給与に関する条例第 3 条、公立学校職員の給与に関する条例第 4 条及び警察職員の給与に関する条例第 3 条に規定する正規の勤務時間が深夜に及ぶためこれにより難しい場合等正当な事由がある場合は、この限りでない。
- 3 通勤手当の条項第 2 項第 1 号の運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(通勤手当の条項第 6 項の支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤 21 回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額
- (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額
- 4 第 2 項ただし書に該当する場合の運賃等相当額は、往路及び帰路において利用するそれぞれの普通交通機関等について、前項各号に定める額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

(自動車等使用者についての支給額)

第 6 条の 2 次の各号に掲げる職員に係る通勤手当の条項第 2 項第 2 号に規定する人事委員会規則で定める額は、支給単位期間につき、当該各号に定める額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 10 条第 3 項の規定により同条第 1 項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第 17 条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第 28 条の 5 第

1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員（別記第 2 号様式において「育児短時間勤務職員等」という。）のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員にあっては、その額に 100 分の 50 を乗じて得た額）とする。

- (1) 職員の給与の支給等に関する規則第 5 条の 2 第 1 項の表の左欄に掲げる地域に所在する公署に勤務する職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の使用距離（以下この条において「使用距離」という。）に応じ、同表の右欄に定める額

使用距離(片道)	金額
5 キロメートル未満	2,000 円
5 キロメートル以上 10 キロメートル未満	4,100 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	6,500 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	8,900 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	11,300 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	13,700 円
30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	16,100 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	18,500 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	20,900 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	21,800 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	22,700 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	23,600 円
60 キロメートル以上	24,500 円

一部改正〔平成 19 年人事委員会規則 23 号〕

- (2) 前号に規定する地域以外の地域の公署に勤務する職員 次の表の左欄に掲げる使用距離に応じ、同表の右欄に定める額

使用距離(片道)	金額
6 キロメートル未満	3,300 円
6 キロメートル以上 10 キロメートル未満	5,600 円
10 キロメートル以上 15 キロメートル未満	8,000 円
15 キロメートル以上 20 キロメートル未満	10,700 円
20 キロメートル以上 25 キロメートル未満	13,500 円
25 キロメートル以上 30 キロメートル未満	16,300 円

30 キロメートル以上 35 キロメートル未満	19,200 円
35 キロメートル以上 40 キロメートル未満	22,000 円
40 キロメートル以上 45 キロメートル未満	24,800 円
45 キロメートル以上 50 キロメートル未満	27,200 円
50 キロメートル以上 55 キロメートル未満	29,600 円
55 キロメートル以上 60 キロメートル未満	32,000 円
60 キロメートル以上 65 キロメートル未満	34,400 円
65 キロメートル以上	36,800 円

一部改正〔平成 21 年人事委員会規則 11 号〕

一部改正〔平成 19 年人事委員会規則 23 号・21 年 11 号〕

(併用者の区分及び支給額)

第 6 条の 3 通勤手当の条項第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の条項第 1 項第 3 号に掲げる職員の区分及びこれに対応する通勤手当の条項第 2 項第 3 号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 通勤手当の条項第 1 項第 3 号に掲げる職員(普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道 2 キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 運賃等相当額及び前条に定める額(通勤手当の条項第 2 項第 1 号の 1 箇月当たりの運賃等相当額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び前条に定める額の合計額が 56,200 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、56,200 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 通勤手当の条項第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 箇月当たりの運賃等相当額(2 以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「1 箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が前条に定める額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 通勤手当の条項第 2 項第 1 号に定める額
- (3) 通勤手当の条項第 1 項第 3 号に掲げる職員のうち、1 箇月当たりの運賃等相当額等が前条に定める額未満である職員(第 1 号に掲げる職員を除く。) 前条に定める額

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

(交通の用具)

第7条 通勤手当の条項第1項第2号の交通の用具は、自動車その他の原動機付きの交通用具、自転車その他人事委員会が特に承認する交通の用具とする。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの所有に属するものを除く。

一部改正〔平成19年人事委員会規則23号・25年11号〕

(特別急行列車等の利用の基準)

第8条 通勤手当の条項第3項の人事委員会規則で定める基準は、特別急行列車等を利用せずに通勤するものとした場合における通勤距離が40キロメートル以上又は通勤時間がおおむね80分以上である職員が、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるものであることとする。

(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第9条 特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2 第6条第2項の規定は、特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出について準用する。

3 第6条第3項(第3号を除く。)及び第4項の規定は、通勤手当の条項第3項第1号の特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第6条第3項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第4項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。

(支給日等)

第10条 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第15条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の職員の給与の支給等に関する規則第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する給与の支給義務者を異にして異動した場合であって、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する給与の支給義務者に

において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 通勤手当の条項第4項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当の条項第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が通勤手当の条項第2項第1号及び第6条の2に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同条に定める額の合計額が56,200円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、通勤手当の条項第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第12条第3項第1号において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(支給の始期及び終期)

第11条 通勤手当の支給は、新たに通勤手当の条項の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第3条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

(返納の事由、額等)

第12条 通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の条項第1項の職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法第28条第2項若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和26年高知県条例第41号)第1条の2の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年高知県条例第51号)第2条第1項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

一部改正〔平成20年人事委員会規則33号・25年11号〕

- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

一部改正〔平成20年人事委員会規則33号・25年11号〕

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第6条の3第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第6条の2に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が56,200円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 56,200 円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第10条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 56,200 円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第10条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

- 4 通勤手当の条項第 5 項の規定により職員に前 2 項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の給与の支給義務者と事由発生月の翌月以降に支給される給与の給与の支給義務者が同一であるときは、当該給与から当該額を差し引くことができる。

一部改正〔平成 20 年人事委員会規則 33 号・25 年 11 号〕

(支給単位期間)

- 第 13 条 通勤手当の条項第 6 項の人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ 6 箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間(通用期間が 6 箇月以上の定期券が発行されている場合で、職員が当該定期券を利用しない場合については、3 箇月)。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

- (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第 6 条第 3 項第 3 号の人事委員会の定める普通交通機関等 1 箇月

一部改正〔平成 25 年人事委員会規則 11 号〕

- 2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第 1 項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第 1 号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

- (1) 職員の定年等に関する条例(昭和 59 年高知県条例第 13 号)第 2 条の規定による退職その他の離職をすること。

追加〔平成 19 年人事委員会規則 23 号〕

- (2) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第 1 条の 2 第 1 号の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第 26 条第 1 項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規

定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。

追加〔平成19年人事委員会規則23号〕、全部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

- (3) 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

追加〔平成19年人事委員会規則23号〕

- (4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等に額に変更があること。

追加〔平成19年人事委員会規則23号〕

- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の定める事由が生ずること。

追加〔平成19年人事委員会規則23号〕、一部改正〔平成25年人事委員会規則11号〕

一部改正〔平成19年人事委員会規則23号・25年11号〕

一部改正〔平成19年人事委員会規則23号・25年11号〕

第14条 支給単位期間は、第11条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において地方公務員法第28条第2項若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の2の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき(次項に規定する場合に該当しているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)から開始する。

一部改正〔平成20年人事委員会規則33号・25年11号〕

- 3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合(前項に規定するときから復職等をしていないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

一部改正〔平成20年人事委員会規則33号・25年11号〕

(支給できない場合)

第15条 通勤手当の条項の職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤し

ないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

(事後の確認)

第 16 条 任命権者は、現に通勤手当の支給を受けている職員について、その者が通勤手当の条項の職員たる要件を具備するかどうか及び通勤手当の額が適正であるかどうかを当該職員に定期券等の提示を求め、又は通勤の実情を実地に調査する等の方法により、随時、確認するものとする。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、通勤手当に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 33 年 4 月 1 日から適用する。
(自動車等使用者についての支給額の特例)
- 2 当分の間、自動車等の使用距離が片道 5 キロメートル以上 6 キロメートル未満である職員に対する第 6 条の 2 第 2 号の規定の適用については、同号の表中「3, 300 円」とあるのは、「4, 300 円」とする。

付 則(昭和 36 年 12 月 23 日人事委員会規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 36 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 38 年 12 月 25 日人事委員会規則第 32 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 38 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 39 年 12 月 25 日人事委員会規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 40 年 12 月 27 日人事委員会規則第 26 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定及び付則第 3 項の規定は、昭和 41 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の改正規定については、昭和 40 年 9 月 1 日から適用する。

(経過規定)

- 3 昭和 41 年 1 月 1 日前に新たに通勤手当の条項の要件が具備されるに至った場合又は通勤手当が支給されている職員に通勤手当の月額を増額して改定すべき事実が生ずるに至った場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が同項の職員たる要件を具備するに至った日又は通勤手当の月額が増額して改定すべき事実が生じた日から 15 日以内に第 3 条の規定による届出をしたとき

における当該届出に係る通勤手当の支給の開始又はその支給額の改定については、なお従前の例による。

付 則(昭和 41 年 3 月 4 日人事委員会規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、当分の間、なお従前の例によることができる。

付 則(昭和 41 年 12 月 27 日人事委員会規則第 31 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 41 年 9 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 43 年 12 月 27 日人事委員会規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 43 年 5 月 1 日から適用する。ただし、第 5 条第 2 号に係る改正規定は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 44 年 3 月 28 日人事委員会規則第 9 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 この規則による改正前の通勤届の様式については、昭和 44 年 9 月 30 日まで使用することができる。

付 則(昭和 44 年 12 月 23 日人事委員会規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 6 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 12 月 26 日人事委員会規則第 29 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 47 年 3 月 31 日人事委員会規則第 4 号)

この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 47 年 12 月 25 日人事委員会規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 48 年 10 月 23 日人事委員会規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 49 年 12 月 21 日人事委員会規則第 28 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 50 年 12 月 25 日人事委員会規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 51 年 12 月 25 日人事委員会規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 52 年 12 月 22 日人事委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 53 年 10 月 31 日人事委員会規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 54 年 12 月 24 日人事委員会規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 55 年 12 月 20 日人事委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 55 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 56 年 3 月 24 日人事委員会規則第 8 号)

この規則は、昭和 56 年 3 月 29 日から施行する。
附 則(昭和 56 年 12 月 26 日人事委員会規則第 26 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。
附 則(昭和 57 年 5 月 21 日人事委員会規則第 7 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 昭和 57 年 4 月 1 日からこの規則の施行の日の前日までの間において、通勤手当の条項第 2 項第 2 号及び改正後の規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する通勤が不便であると認められる職員たる要件を具備する期間があつた者に関する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは、「この規則の施行の日から 60 日」とする。

3 この規則の施行の日から 45 日を経過するまでの間において、通勤手当の条項第 2 項第 2 号及び改正後の規則第 6 条の 2 第 2 項に規定する通勤が不便であると認められる職員たる要件を具備するに至った職員に関する第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「これに係る事実の生じた日から 15 日」とあるのは、「この規則の施行の日から 60 日」とする。

4 この規則による改正前の通勤手当に関する規則第 1 号様式は、この規則の施行にかかわらず、昭和 58 年 3 月 31 日まで使用することができる。

附 則(昭和 57 年 10 月 1 日人事委員会規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 58 年 12 月 27 日人事委員会規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 58 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 59 年 4 月 1 日人事委員会規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 27 日人事委員会規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 12 月 27 日人事委員会規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 60 年 7 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年 3 月 31 日人事委員会規則第 6 号)

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年 12 月 25 日人事委員会規則第 22 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 4 月 1 日人事委員会規則第 16 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 28 日人事委員会規則第 9 号)

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年 12 月 21 日人事委員会規則第 27 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則別記第1号様式は、この規則の施行にかかわらず、当分の間、使用できるものとする。

附 則(平成3年12月25日人事委員会規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成4年12月24日人事委員会規則第29号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成5年10月26日人事委員会規則第21号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年11月1日から施行する。ただし、別記第1号様式及び別記第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則別記第1号様式及び別記第2号様式は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則別記第1号様式及び別記第2号様式の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成6年12月21日人事委員会規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年12月26日人事委員会規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の通勤手当に関する規則別記第1号様式は、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成8年12月24日人事委員会規則第26号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成 9 年 12 月 24 日人事委員会規則第 30 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年 3 月 21 日人事委員会規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条の規定による改正前の通勤手当に関する規則別記第 1 号様式は、同条の規定による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日人事委員会規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 27 日人事委員会規則第 25 号)

この規則は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 3 月 9 日人事委員会規則第 3 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(支給単位期間に係る経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の月の中途から引き続いて地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条第 2 項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例(昭和 26 年高知県条例第 41 号)第 1 条の 2 の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 26 条第 1 項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和 63 年高知県条例第 1 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 2 条の規定に基づき育児休業をし、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 13 年高知県条例第 51 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第 29 条の規定に基づき停職にされている職員が同日以後に復職し、又は職務に復帰した場合における当該復職又は職務への復帰に係る第 2 条の規定による改正後の通勤手当に関する規則第 14 条第 2 項の規定の適用については、「属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月)」とあるのは、「属する月」とする。

改正：平成 16 年人事委員会規則第 15 号

附 則(平成 16 年 4 月 1 日人事委員会規則第 15 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 8 月 1 日人事委員会規則第 39 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 5 月 11 日人事委員会規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日人事委員会規則第 37 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 11 月 28 日人事委員会規則第 33 号)

この規則は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 27 日人事委員会規則第 11 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 7 日人事委員会規則第 11 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第 1 号様式(第 3 条関係)

通勤届

[別紙参照]

第 2 号様式(第 4 条関係)

通勤手当決定(改定)書

[別紙参照]

一部改正〔平成 18 年人事委員会規則 39 号・21 年 11 号〕

新
通勤手当に関する規則（抜粋）

（総則）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第23条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第21条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第12条（以下「通勤手当の条項」という。）の規定による通勤手当の支給、返納等については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（確認及び決定）

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認の上、その者に支給すべき通勤手当の額を別記第2号様式により決定し、又は改定しなければならない。

（支給の範囲の特例）

第5条 通勤手当の条項第1項各号の通勤することが著しく困難である職員は、次の各号のいずれかに該当する職員で、交通機関等（通勤手当の条項第1項第1号に規定する交通機関等をいう。次条第1項において同じ。）を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

旧
通勤手当に関する規則（抜粋）

（総則）

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）第23条、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第21条及び警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）第12条（以下それぞれ「通勤手当の条項」という。）の規定による通勤手当の支給、返納等については、職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（確認及び決定）

第4条 任命権者は、職員から前条の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）の提示を求める等の方法により確認のうえ、その者に支給すべき通勤手当の額を別記第2号様式により決定し、又は改定しなければならない。

（支給の範囲の特例）

第5条 通勤手当の条項第1項各号の通勤することが著しく困難である職員は、次の各号の一に該当する職員で、交通機関等（通勤手当の条項第1項第1号に規定する「交通機関等」をいう。以下同じ。）を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると任命権者が認めるものとする。

(1)・(2) 略

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(特別急行列車等(通勤手当の条項第3項に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2～4 略

(併用者の区分及び支給額)

第6条の3 通勤手当の条項第2項第3号に規定する通勤手当の条項第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する通勤手当の条項第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

(交通の用具)

第7条 通勤手当の条項第1項第2号の交通の用具は、自動車その他の原動機付きの交通用具、自転車その他の人事委員会が特に承認する交通の用具とする。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの所有に属するものを除く。

(返納の事由、額等)

第12条 通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の条項第1項

(1)・(2) 略

(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)

第6条 普通交通機関等(特別急行列車等(通勤手当の条項第3項に規定する「特別急行列車等」をいう。以下同じ。))以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通勤の経路及び方法により算出するものとする。

2～4 略

(併用者の区分及び支給額)

第6条の3 通勤手当の条項第2項第3号に規定する通勤手当の条項第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する通勤手当の条項第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

第7条 通勤手当の条項第1項第2号の交通の用具は、自動車その他の原動機付きの交通用具、自転車その他の人事委員会が特に承認する交通の用具とする。ただし、国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものの所有に属するものを除く。

(返納の事由、額等)

第12条 通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤手当の条項第1項

の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法第28条第2項若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第6条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第6条の

の職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合

(3) 月の中途において地方公務員法第28条第2項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年高知県条例第41号）第1条の2の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年高知県条例第1号）第2条第1項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）第2条第1項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づき停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。

(4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第6条の3第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び第6条の

2に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が56,200円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 略

イ 第10条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 56,200円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の特別

2に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が56,200円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が56,200円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア 略

イ 第10条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 56,200円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る通勤手当の条項第5項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の特別

急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第10条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

4 略

（支給単位期間）

第13条 通勤手当の条項第6項の人事委員会規則で定める期間は、

急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。）が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等（同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額（次号において「払戻金2分の1相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 略

イ 第10条第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零）

4 略

（支給単位期間）

第13条 通勤手当の条項第6項の人事委員会規則で定める期間は、

次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（通用期間が6箇月以上の定期券が発行されている場合で、職員が当該定期券を利用しない場合については、3箇月）。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由（前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。）が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第1条の

次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間（通用期間が6箇月以上の定期券が発行されている場合で、職員が当該定期券を利用しない場合については3箇月）。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であって、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 略

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

(1) 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。

2 第 1 号の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26 条第 1 項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共 団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への 職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこと となること。

- (3) 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等に額に変更があること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会の定める事由が生ずること。

第14条 略

2 月の中途において地方公務員法第28条第 2 項若しくは職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第 1 条の 2 の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第 1 項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に

- (3) 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のために負担する運賃等に額に変更があること。
- (5) 第 1 号から前号までに掲げるもののほか、人事委員会の定める事由が生ずること。

第14条 略

2 月の中途において地方公務員法第28条第 2 項又は職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例第 1 条の 2 の規定に基づき休職にされ、地方公務員法第55条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受け、教育公務員特例法第26条第 1 項の規定に基づき大学院修学休業をし、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条の規定に基づき育児休業をし、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 1 項の規定に基づき派遣され、又は地方公務員法第29条の規定に基づ

に基づき停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 略

き停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

3 略

○通勤手当の運用について(通達)

(昭和 33 年 11 月 4 日 33 人委第 266 号人事委員長通知)

改正 昭和 40 年 12 月 27 日 40 人委第 477 号人事委員 昭和 43 年 12 月 27 日 43 人委第 317 号人事委員長通知
長通知
昭和 47 年 12 月 25 日 47 人委第 183 号人事委員 昭和 57 年 5 月 14 日 57 人委第 55 号人事委員長通知
長通知
昭和 59 年 3 月 30 日 58 高人委第 222 号人事委員平成元年 12 月 21 日元高人委第 183 号人事委員長通知
長通知
平成 7 年 12 月 26 日 7 高人委第 259 号人事委員 平成 12 年 12 月 26 日 12 高人委第 226 号人事委員長通知
員長通知
平成 13 年 3 月 21 日 12 高人委第 282 号人事委員平成 14 年 3 月 28 日 13 高人委第 277 号人事委員長通知
長通知
平成 16 年 2 月 26 日 15 高人委第 71 号人事委員 平成 19 年 5 月 11 日 19 高人委第 11 号人事委員長通知
長通知(適用 平成 19 年 5 月 11 日)
平成 19 年 12 月 21 日 19 高人委第 33 号人事委員平成 25 年 5 月 7 日 25 高人委第 3 号人事委員長通知(適用 平成 20 年 1 月 1 日)
委員長通知

通勤手当に関する規則(昭和 33 年高知県人事委員会規則第 10 号。以下「規則」という。)の運用については、下記により実施してください。

記

第 2 条関係

- 1 この条の第 1 項の「勤務公署」には、職員が長期間の研修等のための旅行をする場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたるときにおける当該研修等に係る施設を含むものとする。ただし、当該職員が当該施設に宿泊している場合等であって、通勤していると認められないときは、この限りでない。
- 2 この条の第 2 項の「経路の長さ」の測定に当たっては、便宜、次に掲げるいずれかの方法を用いて行うことができるものとする。ただし、この測定は、実測に優先するものと解してはならない。
 - ア 国土交通省国土地理院発行の地形図(縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。)等について、キルビメーターを用いる方法
 - イ 国土交通省国土地理院発行の地形図(縮尺 5 万分の 1 以上のものに限る。)等に基づく電子地図で、2 点間の距離を経路に沿って測定できるも

のを用いる方法

第3条関係

- 1 職員の併任により2以上の勤務公署に通勤している場合は、主たる勤務公署にそれらの通勤の実情を届け出るものとする。
- 2 通勤経路の変更には、勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含むものとする。
- 3 負担する運賃等の額の変更には、職員が交替制勤務から普通勤務に変わる等の勤務態様の変更によるものを含み、通用期間の月数の異なる定期券の購入又は利用する乗車券の種類の変更によるもの(通用期間が6箇月以上の定期券に係る変更は除く。)を含まないものとする。

第4条関係

通勤用定期乗車券に準ずるものには、通勤のため運賃等とみなされる交通費を負担することを常例とする場合の乗車証(その事実を証明することができるものに限る。)を含む。

第6条関係

- 1 2以上の種類を異にする普通交通機関等(この条に規定する普通交通機関等をいう。以下同じ。)を乗り継いで通勤する職員の普通交通機関等のうち、その者の住居又は勤務公署から通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用する普通交通機関等は、原則として、通勤の経路及び方法に係る普通交通機関等に含まれないものとする。
- 2 この条の第3項第2号の「平均1箇月当たりの通勤所要回数」は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。この場合において1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 この条の第3項第3号の「人事委員会の定める普通交通機関等」は、通勤に利用し得る普通交通機関等がタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。以下同じ。)又はハイヤー(同法第2条第2項に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)以外にない場合において、これらを利用して通勤することを常例とするとき(通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用するときを除く。)におけるタクシー又はハイヤーとし、同号の「人事委員会の定める額」は、原則として、これらの利用距離に応じた規則第6条の2の規定の例による額とする。

第6条の2関係

平均1箇月当たりの通勤所要回数は、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数とする。

第 8 条関係

この条に規定する「通勤事情の改善がこれに相当すると人事委員会が認めるもの」は、高速自動車国道を利用する場合であって次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 利用する高速自動車国道の区間の距離が 20 キロメートル以上である場合
- (2) 四国横断自動車道高知インターチェンジと土佐インターチェンジとの間の全区間を利用する場合
- (3) 四国横断自動車道南国インターチェンジと伊野インターチェンジとの間の全区間を利用する場合

第 9 条関係

規則第 13 条第 1 項第 1 号ただし書に該当する場合における通勤手当の条項第 3 項第 1 号に規定する特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額(以下「特別料金等 2 分の 1 相当額」という。)は、通用期間が支給単位期間(通勤手当の条項第 6 項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である特別料金等の額が含まれた定期券(規則第 4 条第 1 項に規定する定期券をいう。以下同じ。)の価額と通用期間が当該支給単位期間である距離制等による通常の定期券の価額との差額の 2 分の 1 に相当する額又は特別料金等の額が含まれた通勤 21 回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数分。以下同じ。)の運賃等の額と距離制等による通常の通勤 21 回分の運賃等の額との差額の 2 分の 1 に相当する額とする。

第 11 条関係

- 1 新たに給料表の適用を受ける職員となった者又は公署を異にして異動した職員が当該適用又は当該異動の直後に在勤する公署への勤務を開始すべきこととされる日に通勤手当の条項第 1 項の職員たる要件を具備するときは、当該適用の日又は当該異動の発令日を同項の職員たる要件が具備されるに至った日として取り扱い、この条の第 1 項の規定による支給の開始又はこの条の第 2 項の規定による支給額の改定を行うものとする。
- 2 この条の第 1 項の「届出を受理した日」の取扱いについては、扶養手当における取扱いの例によるものとする。
- 3 この条の第 2 項の「その額を変更すべき事実が生ずるに至った場合」とは、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、普通交通機関等に係る通勤手当にあつては通勤手当の条項第 2 項第 1 号に規定する 1 箇月当たりの運賃等相当額、特別急行列車等に係る通勤手当にあつては通勤手当の条項第 3 項第 1 号に規定する 1 箇

月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額が改定されることとなった場合等をいう。

- 4 この条の第 2 項の「通勤手当の額を増額して改定する場合」とは、当該額を当該額の支給単位期間の月数で除して得た額が増額となる場合をいう。
- 5 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等を利用するものとして通勤手当(次項の通勤手当を除く。)を支給されている場合において、支給単位期間に対応する当該定期券の通用期間中に当該定期券の価額が改定されたときは、当該支給単位期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第 2 項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。
- 6 規則第 10 条第 4 項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合において、当該各号に定める期間中に当該通勤手当に係る普通交通機関等又は特別急行列車等に係る運賃等又は特別料金等の額が改定されたときは、当該各号に定める期間に係る最後の月の末日を、当該改定に係るこの条の第 2 項の通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日とみなすものとする。

第 12 条関係

- 1 この条の第 2 項第 1 号に規定する事由発生日(以下「事由発生日」という。)が支給単位期間に係る最後の月であること等により、同号に規定する払戻金相当額(第 3 項において「払戻金相当額」という。)又はこの条の第 3 項第 1 号に規定する払戻金 2 分の 1 相当額(第 5 項において「払戻金 2 分の 1 相当額」という。)が零となる場合におけるこれらの規定に定める額は、零となる。
- 2 この条の第 2 項第 1 号の「人事委員会の定める月」は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める月とする。
 - (1) この条の第 1 項第 1 号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)
 - (2) この条の第 1 項第 2 号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月
 - (3) この条の第 1 項第 3 号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月
 - (4) この条の第 1 項第 4 号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなるとき等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予

見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

- 3 規則第13条第1項第1号ただし書に該当する場合における普通交通機関等についての払戻金相当額は、距離制等による通常の定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額とする。
- 4 この条の第2項第2号イの「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額(規則第10条第4項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合にあっては、第1号及び第2号に掲げる額の合計額)とする。
 - (1) 規則第10条第4項第1号又は第2号に定める期間(以下この項において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき普通交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額
 - (2) 最長支給単位期間において使用されるべき普通交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの条の第2項第2号イに規定する月数(次号において「残月数」という。)を乗じて得た額
 - (3) 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る規則第6条の2に定める額に残月数を乗じて得た額
- 5 規則第13条第1項第1号ただし書に該当する場合における特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額は、特別料金等が含まれた定期券の運賃等の払戻しを事由発生月の末日にしたものとして得られる額と第3項の額との差額の2分の1に相当する額とする。
- 6 この条の第3項第2号イの「人事委員会の定める額」は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 規則第10条第4項第3号に定める期間(次号において「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき特別急行列車等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものに係る特別料金等2分の1相当額
 - (2) 最長支給単位期間において使用されるべき特別急行列車等に係る回数乗車券等の通勤21回分に係る特別料金等2分の1相当額にこの条の第3項第2号イに規定する月数を乗じて得た額
- 7 この条の第4項の規定により事由発生月の翌月以降に支給される給与からこの条の第2項及び第3項に定める額を差し引く場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属する月の翌月以降に支給される通勤手当から一時に差し引くものとする。ただし、当該通勤手当の額がこの条の第2項及び第3項に定める額に満たない場合には、返納に係る通勤手当が支給された日の属

する月の翌月以降に支給される通勤手当その他の給与から一時に差し引くものとする。

- 8 この条の第2項及び第3項に定める額は、返納に係る通勤手当を支給した給与の支給義務者に対して返納させるものとする。

第13条関係

- 1 この条の第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされているときにおける当該研修等の終了
- (2) この条の第2項第1号から第4号まで又は前号の事由に準ずるものとして人事委員会が認める事由

- 2 前項第1号に掲げる事由が生ずることが明らかである場合におけるこの条の第2項の「当該事由が生ずることとなる日の属する月」は、当該研修等の終了する日の属する月の前月(その日が月の末日である場合にあってはその日の属する月)とする。

附 則(昭和40年12月27日40人委第477号人事委員長通知)

この40人委第477号は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年12月27日43人委第317号人事委員長通知)

この43人委第317号は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年12月25日47人委第183号人事委員長通知)

この47人委第183号は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年5月14日57人委第55号人事委員長通知)

この57人委第55号は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日58高人委第222号人事委員長通知)

この58高人委第222号は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年12月21日元高人委第183号人事委員長通知)

この元高人委第183号は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年12月26日7高人委第259号人事委員長通知)

この 7 高人委第 259 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 12 年 12 月 26 日 12 高人委第 226 号人事委員長通知)

この 12 高人委第 226 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 13 年 3 月 21 日 12 高人委第 282 号人事委員長通知)

この 12 高人委第 282 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 14 年 3 月 28 日 13 高人委第 277 号人事委員長通知)

この 13 高人委第 277 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 16 年 2 月 26 日 15 高人委第 71 号人事委員長通知)

この 15 高人委第 71 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 19 年 5 月 11 日 19 高人委第 11 号人事委員長通知(適用 平成 19 年 5 月 11 日))

この 19 高人委第 11 号は、公布の日から施行する。
附 則(平成 19 年 12 月 21 日 19 高人委第 33 号人事委員長通知(適用 平成 20 年 1 月 1 日))

この 19 高人委第 33 号は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。
附 則(平成 25 年 5 月 7 日 25 高人委第 3 号人事委員会委員長通知)

この 25 高人委第 3 号は、平成 25 年 5 月 7 日から施行する。

新 旧 対 新 通勤手当の運用について（通達）（抜粋）	照 表 旧 通勤手当の運用について（通達）（抜粋）
第4条関係 通勤用定期乗車券に準ずるものには、通勤のため運賃等とみなされる交通費を負担することを常例とする場合の<u>乗車証（その事実を証明することができるものに限る。）</u>を含む。	第4条関係 通勤用定期乗車券に準ずるものには、通勤のため運賃等とみなされる交通費を負担することを常例とする場合の<u>乗車証</u>を含む。 <u>なお、右の場合は、その事実を証しうるものに限る。</u>
第13条関係 1 この条の第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （1） 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされているときにおける当該研修等の終了 （2） この条の第2項第1号から第4号まで又は<u>前号</u>の事由に準	第13条関係 1 この条の第2項第5号の「人事委員会の定める事由」は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。 （1） 長期間の研修等のための旅行をしている場合であって、当該研修等が月の初日から末日までの期間の全日数にわたることにより当該研修等に係る施設が規則第2条第1項の「勤務公署」とされているときにおける当該研修等の終了 （2） <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）第13条第1項の表の14の項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）第12条第1項の表の14の項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）第12条第1項の表の14の項に規定する特別休暇を取得すること</u> （3） <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定に基づき育児休業をすること</u> （4） この条の第2項第1号から第4号まで又は<u>前各号</u>の事由に

ずるものとして人事委員会が認める事由
2 略

準ずるものとして人事委員会が認める事由
2 略